不利益処分の処分基準

部	課3	室 等	名	経済部 農林水産課 産地づくり係
不利益処分名				捕獲等の許可の取消し
根	拠	法	令	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
根	拠	条	項	第10条第2項
連	絡 先		先	(電話 621-5252)
				前条第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。
				(前項各号) 1 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。 2 生態系の保護のため必要があると認めるとき。 3 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。
				前条第1項とは、鳥獣保護法第9条第1項の「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可」のこと。
4.0	基		準	
処 分 準				
準				
	参	考	事項	法律上の処分権限は環境大臣または都道府県知事にあるところ、徳島県の権限移譲条例で許認可等の権限が徳島市に移譲され、市の要領で法
			J 7	* 律に基づいた事項を定めている。 参考書籍 鳥獣保護法の解説 改訂4版 編著/鳥獣保護管理研究会
	設定	官等年	∓月日	平成26年8月1日設定(平成年月日最終変更)